

和歌山県立医科大学図書館委員会規程

制 定 昭和34年4月15日和医大規程第6号
最終改正 令和3年3月29日和医大規程第131号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学図書館規程（平成10年9月1日和歌山県立医科大学規程第8号）第14条第2項の規定に基づき、図書館委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、その他委員会の運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、図書館長及び図書館事務長並びに次に掲げる各部門の専任の教員から選出する委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 医学部教養・医学教育大講座 | 1人 |
| (2) 基礎医学部門 | 1人 |
| (3) 臨床医学部門 | 1人 |
| (4) 保健看護学部 | 2人 |
| (5) 薬学部 | 2人 |

2 前項第1号から第3号までの委員は医学部教授会の審議を経て、第4号の委員は保健看護学部教授会の審議を経て、第5号の委員は薬学部教授会の審議を経て、当該学部長の推せんに基づき、学長が命ずる。

(所掌事務)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりである。

- (1) 図書館の企画運営に関すること。
- (2) 図書館関係諸規程の改廃に関すること。
- (3) その他図書館に属する重要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから代理者を互選する。

(任期)

第5条 第2条各号に掲げる部門から選出される委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、和歌山県立医科大学図書館において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は昭和34年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に委員であるものの任期は昭和34年3月3日に満了するものとする。

附 則 (昭和37年7月3日和医大規程第18号)

この規程は、昭和37年7月3日から施行する。

附 則 (昭和39年3月17日和医大規程第20号)

この規程は、昭和39年3月17日から施行する。

附 則 (昭和46年3月26日和医大規程第1号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月21日和医大規程第15号)

この規程は、昭和46年12月21日から施行する。

附 則 (昭和61年2月4日和医大規程第2号)

この規程は、昭和61年2月4日から施行する。

附 則 (平成11年6月22日和医大規程第54号)

この規程は、平成11年6月22日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。